

改 正 後	改 正 前																												
<p>本表の2(裏面)</p> <p style="text-align: center;">延滞税の計算方法 (国税通則法第60条、第61条、第118条、第119条及び租税特別措置法第94条)</p> <p>延滞税の割合は、年7.3% (表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%) となりますが、具体的には、次の算式によって計算してください。</p> <div style="text-align: center;"> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">新たに納付すべき本税の額</td> <td style="padding: 5px;">×</td> <td style="padding: 5px;"> <div style="text-align: center;">(延滞税の割合)</div> <div style="text-align: center;">7.3%(注)</div> <div style="text-align: center;">(納期限の翌日から2月を 経過した日以後は14.6%)</div> </td> <td style="padding: 5px;">×</td> <td style="padding: 5px;"> <div style="text-align: center;">(期間(日数))</div> <div style="text-align: center;">確定申告期限 の翌日から 完納の日まで</div> </td> <td style="padding: 5px;">=</td> <td style="padding: 5px;">延滞税の額</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">3 6 5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </div> <p>(注) 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で適用することとなります。具体的には次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日の公定歩合+4%」のいずれか低い割合 例えば、平成13年11月30日の公定歩合は0.1% ですので平成14年1月1日から同年12月31日までの割合は4.1%となります。 ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」 <ul style="list-style-type: none"> ○ 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。 ○ 本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。 ○ 延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。 ○ 延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて納付してください。 ○ 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。 <ol style="list-style-type: none"> ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日後に更正があったとき(偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。) ② 損失の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合 ③ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合 <p>※ 更正、決定又は加算税の賦課決定(以下「更正等」といいます。)によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限(この通知により新たに納付すべき税額の納期限)から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。</p>	新たに納付すべき本税の額	×	<div style="text-align: center;">(延滞税の割合)</div> <div style="text-align: center;">7.3%(注)</div> <div style="text-align: center;">(納期限の翌日から2月を 経過した日以後は14.6%)</div>	×	<div style="text-align: center;">(期間(日数))</div> <div style="text-align: center;">確定申告期限 の翌日から 完納の日まで</div>	=	延滞税の額			3 6 5					<p style="text-align: center;">延滞税の計算方法 (国税通則法第60条、第61条、第118条、第119条及び租税特別措置法第94条)</p> <p>延滞税の割合は、年7.3% (表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%) となりますが、具体的には、次の算式によって計算してください。</p> <div style="text-align: center;"> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">新たに納付すべき本税の額</td> <td style="padding: 5px;">×</td> <td style="padding: 5px;"> <div style="text-align: center;">(延滞税の割合)</div> <div style="text-align: center;">7.3%(注)</div> <div style="text-align: center;">(納期限の翌日から2月を 経過した日以後は14.6%)</div> </td> <td style="padding: 5px;">×</td> <td style="padding: 5px;"> <div style="text-align: center;">(期間(日数))</div> <div style="text-align: center;">確定申告期限 の翌日から 完納の日まで</div> </td> <td style="padding: 5px;">=</td> <td style="padding: 5px;">延滞税の額</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">3 6 5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </div> <p>(注) 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で適用することとなります。具体的には次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日の公定歩合+4%」のいずれか低い割合 例えば、平成12年11月30日の公定歩合は0.5% ですので平成13年1月1日から同年12月31日までの割合は4.5%となります。 ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」 <ul style="list-style-type: none"> ○ 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。 ○ 本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。 ○ 延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。 ○ 延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて納付してください。 ○ 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。 <ol style="list-style-type: none"> ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日後に更正があったとき(偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。) ② 損失の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合 ③ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合 <p>※ 更正、決定又は加算税の賦課決定(以下「更正等」といいます。)によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限(この通知により新たに納付すべき税額の納期限)から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。</p>	新たに納付すべき本税の額	×	<div style="text-align: center;">(延滞税の割合)</div> <div style="text-align: center;">7.3%(注)</div> <div style="text-align: center;">(納期限の翌日から2月を 経過した日以後は14.6%)</div>	×	<div style="text-align: center;">(期間(日数))</div> <div style="text-align: center;">確定申告期限 の翌日から 完納の日まで</div>	=	延滞税の額			3 6 5				
新たに納付すべき本税の額	×	<div style="text-align: center;">(延滞税の割合)</div> <div style="text-align: center;">7.3%(注)</div> <div style="text-align: center;">(納期限の翌日から2月を 経過した日以後は14.6%)</div>	×	<div style="text-align: center;">(期間(日数))</div> <div style="text-align: center;">確定申告期限 の翌日から 完納の日まで</div>	=	延滞税の額																							
		3 6 5																											
新たに納付すべき本税の額	×	<div style="text-align: center;">(延滞税の割合)</div> <div style="text-align: center;">7.3%(注)</div> <div style="text-align: center;">(納期限の翌日から2月を 経過した日以後は14.6%)</div>	×	<div style="text-align: center;">(期間(日数))</div> <div style="text-align: center;">確定申告期限 の翌日から 完納の日まで</div>	=	延滞税の額																							
		3 6 5																											

改 正 後

本表の2の2(裏面)

延滞税の計算方法 (国税通則法第60条、第61条、第118条、第119条及び租税特別措置法第94条)

延滞税の割合は、年7.3% (表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%) となりますが、具体的には、次の算式によって計算してください。

$$\begin{array}{c} \text{新たに納付す} \\ \text{べき本税の額} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{(延滞税の割合)} \\ 7.3\% \text{(注)} \\ \text{(納期限の翌日から2月を} \\ \text{経過した日以後は14.6\%)} \\ 365 \end{array} \times \begin{array}{c} \text{(期間(日数))} \\ \text{確定申告期限} \\ \text{の翌日から} \\ \text{完納の日まで} \end{array} = \text{延滞税の額}$$

(注) 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で適用することとなります。具体的には次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日の公定歩合+4%」のいずれか低い割合
例えば、平成13年11月30日の公定歩合は0.1%
ですので平成14年1月1日から同年12月31日
までの割合は4.1%となります。
- ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」

- 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
- 延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて納付してください。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。
 - ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日後に更正があったとき(偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。)
 - ② 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定(以下「更正等」といいます。)によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限(この通知により新たに納付すべき税額の納期限)から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預金口座への振込払い、郵便局の通常貯金(振替預入契約をしているものに限り)への振込払い又は郵便局の窓口払いの方法により還付することになりますので、この場合は、後日改めてお知らせします。

改 正 前

延滞税の計算方法 (国税通則法第60条、第61条、第118条、第119条及び租税特別措置法第94条)

延滞税の割合は、年7.3% (表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%) となりますが、具体的には、次の算式によって計算してください。

$$\begin{array}{c} \text{新たに納付す} \\ \text{べき本税の額} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{(延滞税の割合)} \\ 7.3\% \text{(注)} \\ \text{(納期限の翌日から2月を} \\ \text{経過した日以後は14.6\%)} \\ 365 \end{array} \times \begin{array}{c} \text{(期間(日数))} \\ \text{確定申告期限} \\ \text{の翌日から} \\ \text{完納の日まで} \end{array} = \text{延滞税の額}$$

(注) 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で適用することとなります。具体的には次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日の公定歩合+4%」のいずれか低い割合
例えば、平成12年11月30日の公定歩合は0.5%
ですので平成13年1月1日から同年12月31日
までの割合は4.5%となります。
- ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」

- 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
- 延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて納付してください。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。
 - ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日後に更正があったとき(偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。)
 - ② 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定(以下「更正等」といいます。)によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限(この通知により新たに納付すべき税額の納期限)から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預金口座への振込払い、郵便局の通常貯金(振替預入契約をしているものに限り)への振込払い又は郵便局の窓口払いの方法により還付することになりますので、この場合は、後日改めてお知らせします。

改 正 後

総所得金額等の計算書 (通知書の別表の「所得金額」欄の⑥、⑦及び⑧の基) (損益通算用)

1 経常所得内の損益通算

所得の種類	通算前		第1次通算後		第2次通算後		損失額又は所得金額
	円	円	円	円	円	円	
A 事業所得	分業						①
	業						②
	業						③
B 雑所得	業						④
	業						⑤
	業						⑥
C 不動産所得	業						⑦
	業						⑧
D 配当所得	業						⑨
	業						⑩
E 給与所得	業						⑪
	業						⑫

①「分業事業」又は「総合事業」の赤字は、まず「事業所得」相互間で差し引き、次に「分業雑」の黒字一その他の黒字の順に差し引いてあります。
 ②「分業雑」又は「総合雑」の赤字は、「総合業」又は「分業雑」の一方が黒字であるときに限り、その黒字からだけ差し引いてあります。
 ③「不動産」の赤字は、第1次通算後の「分業事業」又は「分業雑」の黒字一その他の黒字の順に差し引いてあります。
 ④～⑩は、①～⑥、⑦～⑩の合計額
 ⑪、⑫は、①～⑩、⑪～⑫の合計額

2 譲渡・一時所得内の損益通算

所得の種類	通算前		第1次通算後		第2次通算後		特別控除額	特別控除後の金額	損失額又は所得金額
	円	円	円	円	円	円			
B 譲渡所得	短期								③
	長期								④
C 一時所得	短期								⑤
	長期								⑥
D 一時所得	短期								⑦
	長期								⑧

①「短期」の譲渡の赤字は、まず「長期」の譲渡所得相互間で差し引き、次に第1次通算後の「長期」の譲渡所得の順に差し引いてあります。
 ②「長期」の譲渡の赤字は、まず「短期」の譲渡所得相互間で差し引き、次に第1次通算後の「短期」の譲渡所得の順に差し引いてあります。
 ③～⑧は、譲渡後の譲渡所得の赤字があるとき、一時所得からその赤字を差し引いた金額が記載されています。

3 「経常所得」、「譲渡・一時所得」、「山林所得」、「退職所得」間の損益通算

所得の種類	通算前		第1次通算後		第2次通算後		第3次通算後		損失額又は所得金額
	円	円	円	円	円	円	円	円	
A 分業事業・雑所得	①								⑤
	②								⑥
B 譲渡・一時所得	③								⑩
	④								⑪
C 山林所得	⑤								⑫
	⑥								⑬
D 退職所得	⑦								⑭
	⑧								⑮

Aの赤字又はBの赤字は、まずBの赤字又はAの黒字から、次にC-Dの黒字の順に差し引いてあります。Cの赤字は、A-B-Dの黒字の順に差し引いてあります。

4 総所得金額等の赤字(純損失額)の内訳 (被災事業用資産の損失額、変動所得の損失額及び特定居住用財産の譲渡損失の金額が内蔵されています。)

総所得の赤字	所得の赤字	所得の赤字	所得の赤字	所得の赤字
円 △	円 △	円 △	円 △	円 △

5 総所得金額等の計算 (前年からの純損失等の繰越控除は付表の二又は付表の九で計算してあります。)

所得	④ 通算後の所得金額	⑤ 特別控除額	⑥ 所得金額(④-⑤)
総所得	円 (④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩)		円
所得			円
所得			円
所得			円

()枚のうち()枚目

付表の一

改 正 前

総所得金額等の計算書 (通知書の別表の「所得金額」欄の⑥、⑦及び⑧の基) (損益通算用)

1 経常所得内の損益通算

所得の種類	第1次通算		第2次通算		損失額又は所得金額
	通算前	通算後	通算前	通算後	
A 事業所得	分業				①
	業				②
	業				③
B 雑所得	業				④
	業				⑤
	業				⑥
C 不動産所得	業				⑦
	業				⑧
D 配当所得	業				⑨
	業				⑩
E 給与所得	業				⑪
	業				⑫

①「分業事業」又は「総合事業」の赤字は、まず「事業所得」相互間で差し引き、次に「分業雑」の黒字一その他の黒字の順に差し引いてあります。
 ②「分業雑」又は「総合雑」の赤字は、「総合業」又は「分業雑」の一方が黒字であるときに限り、その黒字からだけ差し引いてあります。
 ③「不動産」の赤字は、第1次通算後の「分業事業」又は「分業雑」の黒字一その他の黒字の順に差し引いてあります。
 ④～⑩は、①～⑥、⑦～⑩の合計額
 ⑪、⑫は、①～⑩、⑪～⑫の合計額

2 譲渡・一時所得内の損益通算

所得の種類	第1次通算(特別控除前)		第2次通算(特別控除前)		特別控除額	特別控除後の金額	損失額又は所得金額
	通算前	通算後	通算前	通算後			
B 譲渡所得	短期						③
	長期						④
C 一時所得	短期						⑤
	長期						⑥
D 一時所得	短期						⑦
	長期						⑧

①「短期」の譲渡の赤字は、まず「長期」の譲渡所得相互間で差し引き、次に第1次通算後の「長期」の譲渡所得の順に差し引いてあります。
 ②「長期」の譲渡の赤字は、まず「短期」の譲渡所得相互間で差し引き、次に第1次通算後の「短期」の譲渡所得の順に差し引いてあります。
 ③～⑧は、譲渡後の譲渡所得の赤字があるとき、一時所得からその赤字を差し引いた金額が記載されています。

3 「経常所得」、「譲渡・一時所得」、「山林所得」、「退職所得」間の損益通算

所得の種類	第1次通算		第2次通算		第3次通算		損失額又は所得金額
	通算前	通算後	通算前	通算後	通算前	通算後	
A 分業事業・雑所得	①						⑤
	②						⑥
B 譲渡・一時所得	③						⑩
	④						⑪
C 山林所得	⑤						⑫
	⑥						⑬
D 退職所得	⑦						⑭
	⑧						⑮

Aの赤字又はBの赤字は、まずBの赤字又はAの黒字から、次にC-Dの黒字の順に差し引いてあります。Cの赤字は、A-B-Dの黒字の順に差し引いてあります。

4 総所得金額等の赤字(純損失額)の内訳 (被災事業用資産の損失額、変動所得の損失額及び特定居住用財産の譲渡損失の金額が内蔵されています。)

総所得の赤字	所得の赤字	所得の赤字	所得の赤字	所得の赤字
円 △	円 △	円 △	円 △	円 △

5 総所得金額等の計算 (前年からの純損失等の繰越控除は付表の二又は付表の九で計算してあります。)

所得	④ 通算後の所得金額	⑤ 特別控除額	⑥ 所得金額(④-⑤)
総所得	円 (④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩)		円
所得			円
所得			円
所得			円

()枚のうち()枚目

付表の一

改 正 後

変動所得・臨時所得の平均課税の計算書 (通知書の別表の「算出税額」欄の「⑬」に対する税額)は、この計算書によって計算してあります。

氏名 殿

		④ 前の額	⑤ 後の額	⑥ 増減(△印)差額 (⑤ - ④)
本年分の変動所得・臨時所得の金額	変動所得の金額			
	事業所得・営業等	①		
	雑所得	②		
	計 (赤字の場合は0)	③		
臨時所得の金額	事業所得		④	
	農業所得		⑤	
	不動産所得		⑥	
	雑所得		⑦	
	計 (赤字の場合は0)		⑧	
変動所得に変動所得の金額がある場合	前年以前2年間の平均所得	⑨	⑩	⑪
	超過額		⑫	⑬
	前年以前2年間に変動所得の金額がない場合	⑭		
	変動所得の超過額と臨時所得の金額との合計 (平均課税対象金額)	⑮		
課税される所得金額(総所得) ⑯				
⑯の金額が⑰の金額を超える場合	調整所得金額 (⑯ - ⑰ × $\frac{1}{5}$) (1,000未満の端数切捨て)	⑱		
	特別所得金額 (⑯ - ⑱)	⑲		
⑯の金額が⑰の金額以下の場合	調整所得金額 (⑯ × $\frac{1}{5}$) (1,000未満の端数切捨て)	⑳		
	特別所得金額 (⑯ - ⑳)	㉑		
調整所得金額 ㉒ に対する税額 ㉓				
平均税率 $(\frac{㉓}{㉒} \times 100)$ (小数点以下切捨て) ㉔ %				
特別所得金額 ㉑ に対する税額 (㉑ × ㉔) ㉕				
課税される所得金額(総所得)に対する税額(㉓ + ㉕) ㉖				

()枚のうち()枚目

付表の三

改 正 前

変動所得・臨時所得の平均課税の計算書 (通知書の別表の「算出税額」欄の「⑬」に対する税額)は、この計算書によって計算してあります。

氏名 殿

		④ 前の額	⑤ 後の額	⑥ 増減(△印)差額 (⑤ - ④)
本年分の変動所得・臨時所得の金額	変動所得の金額			
	その他の事業所得	①		
	雑所得	②		
	計 (赤字の場合は0)	③		
臨時所得の金額	営業所得		④	
	農業所得		⑤	
	その他の事業所得		⑥	
	不動産所得		⑦	
	雑所得		⑧	
	計 (赤字の場合は0)		⑨	
変動所得に変動所得の金額がある場合	前年以前2年間の平均所得	⑩	⑪	⑫
	超過額		⑬	⑭
	前年以前2年間に変動所得の金額がない場合	⑮		
	変動所得の超過額と臨時所得の金額との合計 (平均課税対象金額)	⑯		
課税される所得金額(総所得) ⑰				
⑰の金額が⑱の金額を超える場合	調整所得金額 (⑰ - ⑱ × $\frac{1}{5}$) (1,000未満の端数切捨て)	⑲		
	特別所得金額 (⑰ - ⑲)	⑳		
⑰の金額が⑱の金額以下の場合	調整所得金額 (⑰ × $\frac{1}{5}$) (1,000未満の端数切捨て)	㉑		
	特別所得金額 (⑰ - ㉑)	㉒		
調整所得金額 ㉑ に対する税額 ㉓				
平均税率 $(\frac{㉓}{㉑} \times 100)$ (小数点以下切捨て) ㉔ %				
特別所得金額 ㉒ に対する税額 (㉒ × ㉔) ㉕				
課税される所得金額(総所得)に対する税額(㉓ + ㉕) ㉖				

()枚のうち()枚目

付表の三

改正後

純損失の繰戻しによる所得税の還付金額の計算書
 (通知書の別表の「損失の繰戻し」の「還付金の額に相当する税額⑳」の金額は、この計算書によって計算してあります。)

氏名 _____ 殿

		金 額			金 額		
		円			円		
平成 年分の純損失の金額	A 純所得	総所得 ①		B Aのうち前年分に繰り戻す金額	総所得 ⑥		
		変動所得 ②			変動所得 ⑦		
		その他 ③			その他 ⑧		
		所得 ④			所得 ⑨		
		所得 ⑤			所得 ⑩		
純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付金額の計算	C 課税される所得金額	総所得 ⑪		D 繰戻し後の課税される所得金額	総所得 ⑲		
		所得 ⑫			所得 ⑳		
		所得 ⑬			所得 ㉑		
		所得 ⑭			所得 ㉒		
		所得 ⑮			所得 ㉓		
前年分の純損失の繰戻しによる所得税の還付金額の計算	D ⑪に対する税額	⑮に対する税額 ⑯		E 繰戻し後の課税される所得金額	⑲に対する税額 ㉔		
		⑫に対する税額 ⑰			⑳に対する税額 ㉕		
		⑬に対する税額 ⑱			㉑に対する税額 ㉖		
		⑭に対する税額 ㉒			㉒に対する税額 ㉗		
		計 ⑲			計 ㉓		
額	定率減税相当額 ㉔		額	定率減税相当額 ㉕			
	⑲ - ㉔ (100円未満の端数は)切り捨ててあります。			㉓ - ㉕ (100円未満の端数は)切り捨ててあります。			
	源泉徴収税額を差し引く前の所得税額 (分離課税の株式等の譲渡所得等に 対する税額及び分離課税の商品先物 取引の場所等に対する税額を除く。)			純損失の金額の繰戻し による還付金額 (「㉔-㉕」と㉖のい れか少ない方の金額)			

千円未満の端数は切り捨ててあります。

付表の七

()枚のうち()枚目

改正前

純損失の繰戻しによる所得税の還付金額の計算書
 (通知書の別表の「損失の繰戻し」の「還付金の額に相当する税額⑳」の金額は、この計算書によって計算してあります。)

氏名 _____ 殿

		金 額			金 額		
		円			円		
平成 年分の純損失の金額	A 純所得	総所得 ①		B Aのうち前年分に繰り戻す金額	総所得 ⑥		
		変動所得 ②			変動所得 ⑦		
		その他 ③			その他 ⑧		
		所得 ④			所得 ⑨		
		所得 ⑤			所得 ⑩		
純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付金額の計算	C 課税される所得金額	総所得 ⑪		D 繰戻し後の課税される所得金額	総所得 ⑲		
		所得 ⑫			所得 ⑳		
		所得 ⑬			所得 ㉑		
		所得 ⑭			所得 ㉒		
		所得 ⑮			所得 ㉓		
前年分の純損失の繰戻しによる所得税の還付金額の計算	D ⑪に対する税額	⑮に対する税額 ⑯		E 繰戻し後の課税される所得金額	⑲に対する税額 ㉔		
		⑫に対する税額 ⑰			⑳に対する税額 ㉕		
		⑬に対する税額 ⑱			㉑に対する税額 ㉖		
		⑭に対する税額 ㉒			㉒に対する税額 ㉗		
		計 ⑲			計 ㉓		
額	定率減税相当額 ㉔		額	定率減税相当額 ㉕			
	⑲ - ㉔ (100円未満の端数は)切り捨ててあります。			㉓ - ㉕ (100円未満の端数は)切り捨ててあります。			
	源泉徴収税額を差し引く前の所得税額 (分離課税の株式等の譲渡所得等に 対する税額及び分離課税の商品先物 取引の場所等に対する税額を除く。)			純損失の金額の繰戻し による還付金額 (「㉔-㉕」と㉖のい れか少ない方の金額)			

千円未満の端数は切り捨ててあります。

付表の七

()枚のうち()枚目

改 正 後

翌年へ繰り越す純損失等の額の計算書

(通知書の別表が翌年へ繰り越す純損失・雑損失の種類①の金額、分離課税の株式等の譲渡所得等の金額及び分離課税の商品先物取引の雑所得等の金額は、この計算書によって計算してあります。)

1 繰越損失額控除前の所得金額 氏名 _____ 殿

総所得	所得	所得	所得	所得
①	②	③	④	⑤

2 翌年への繰越損失額、分離課税の株式等の譲渡所得等の金額及び分離課税の商品先物取引の雑所得等の金額

その年の 三年前(一年分)	損失の種類	繰越損失額	
		④前年から繰り越された損失額	⑤本年分の所得から控除される繰越損失額
純所得	被災事業用資産分		
	変動所得分		
	その他分		
	所得		
雑損失	山所 被災事業用資産分		
	林所 被災事業用資産分		
	林所 その他分		
	特定居住用財産分		
その年の前年(一年分)	純所得		
	雑損失		
	純損失		
	雑損失		
本年分	純所得		
	雑損失		
	純損失		
	雑損失		

株式等の事業所得 ⑥欄及び⑦欄には、前年から繰り越された雑損失の金額を控除した後の黒字の金額が書いてあります。 ⑧

商品先物取引の事業・雑所得 ⑥

(注)「④ 前年から繰り越された損失額」は、古い年分から順次差し引いて計算してあります。

3 居住用財産の譲渡損失に係る純損失のある場合の翌年へ繰り越す特定居住用財産分以外の純損失の金額

本年分	④ 純損失の金額 (前年へ繰り戻した純損失の金額は除いてあります。)	⑤ 居住用財産の譲渡損失に係る純損失の金額	⑥ 翌年へ繰り越す特定居住用財産分以外の純損失の金額(④-⑤)
	円	円	円

() 枚のうち() 枚目

付表の九

改 正 前

翌年へ繰り越す純損失等の額の計算書

(通知書の別表が翌年へ繰り越す純損失・雑損失の種類①の金額及び分離課税の株式等の譲渡所得等の金額は、この計算書によって計算してあります。)

1 繰越損失額控除前の所得金額 氏名 _____ 殿

総所得	所得	所得	所得	所得
①	②	③	④	⑤

2 翌年への繰越損失額及び分離課税の株式等の譲渡所得等の金額

その年の 三年前(一年分)	損失の種類	繰越損失額	
		④前年から繰り越された損失額	⑤本年分の所得から控除される繰越損失額
純所得	被災事業用資産分		
	変動所得分		
	その他分		
	所得		
雑損失	山所 被災事業用資産分		
	林所 被災事業用資産分		
	林所 その他分		
	特定居住用財産分		
その年の前年(一年分)	純所得		
	雑損失		
	純損失		
	雑損失		
本年分	純所得		
	雑損失		
	純損失		
	雑損失		

株式等の事業所得 ⑥欄には、前年から繰り越された雑損失の金額を控除した後の黒字の金額が書いてあります。 ⑧

商品先物取引の事業・雑所得 ⑥

(注)「④ 前年から繰り越された損失額」は、古い年分から順次差し引いて計算してあります。

3 居住用財産の譲渡損失に係る純損失のある場合の翌年へ繰り越す特定居住用財産分以外の純損失の金額

本年分	④ 純損失の金額 (前年へ繰り戻した純損失の金額は除いてあります。)	⑤ 居住用財産の譲渡損失に係る純損失の金額	⑥ 翌年へ繰り越す特定居住用財産分以外の純損失の金額(④-⑤)
	円	円	円

() 枚のうち() 枚目

付表の九